

年末調整は『きっちり確認！』『しっかり控除！』

年末調整とは



給与所得者については、通常、その年の最後の給料又は賞与が支払われる際に、所得税の精算が行われるため、大部分の方は確定申告をする必要がありません。この精算手続は「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

「年末調整」では、次のような控除が受けられますので、必要な申告書を勤務先へ提出して、これらの控除を正しく受けてください。

～主な控除と必要書類～

各種控除	提出書類 [右図参照]
配偶者控除と扶養控除(注)	(1)
配偶者特別控除	(2)
社会保険料控除	(3)
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	
地震保険料控除	
住宅借入金等特別控除	(4)

(注) 障害者等の控除も含まれます。

勤務先への提出書類

- 「扶養控除等(異動)申告書」
- 「配偶者特別控除申告書」
- 「保険料控除申告書」
- 「住宅借入金等特別控除申告書」

(注)1. (2)と(3)の申告書は兼用紙となっています。
2. 各種申告書の提出にあたっては、表頭の注意事項を確認してください。

給与所得者と確定申告

○給与の収入金額が2,000万円を超える方、給与を2か所以上から受けている方、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を超える方は確定申告が必要となります。

○多額の医療費を支払った方や災害や盗難にあった方は確定申告をすることによって源泉徴収された税金が還付される場合があります。

所得税の予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく！



所得税の予定納税 (第2期分)	
納期	平成19年11月1日～11月30日

(注) 土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっています。

納税する額

予定納税が必要な方には、税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第2期分の金額が今回納税する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

詳しい内容については最寄りの税務署におたずねください。
また、国税庁ホームページでもご確認ください。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp> —